

# すみりんニュース No.88



編集・発行：公益財団法人 住吉隣保事業推進協会

編集発行人：理事長 友永健三 \*『すみりんニュース』は、2カ月に一度発行しています。

公益財団法人 住吉隣保事業推進協会

〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山 東 5-6-15

TEL (06) 6674-3732 FAX (06) 6674-3700 <http://www.sumiyoshi.or.jp/>

## (この号の内容)

### ■「新しき年2023年を迎えたごあいさつ」

友永健三(公益財団法人 住吉隣保事業推進協会 理事長)……………1-2

### ■第30回住吉・住之江じんけんのつどい 講演「人の世に熱あれ 人間に光あれ」水平社宣言に学ぶ」

友永健三さん(一般社団法人 部落解放・人権研究所名誉理事/公益財団法人 住吉隣保事業推進協会理事長)…3-10

### ■住吉隣保事業推進協会のうごき……………11

### ■住吉部落史研究会のご案内……………12

※今号の「けんぞうの視点」はお休みです

## 新しき年2023年を迎えたごあいさつ

2022年は、全国水平社が創立されて100年という大きな節目の年にあたっていました。このため、各方面での100年の運動をふりかえり、部落解放・人権確立社会の実現に向けた決意を新たにしたい一年でした。

住吉の地においても、全国水平社100年を記念した連続学習会を開催(4回)するとともに、12月の第30回住吉・住之江じんけんのつどいでは、全体会で「人の世に熱あれ 人間に光あれ」水平社宣言に学ぶ」をテーマに水平社宣言の内容を深くまなびました。

2月には、ロシアのウクライナ侵攻があり、アジアにおいても緊張が高まるなか、昨年4月23日には、「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座記念講演会を開催し、鳩山友紀夫元首相をお招きし、「沖縄復帰50年と

東アジア共同体構築の必要性」と題した講演をいただき、活発な質疑応答を行いました。このなかでは、ウクライナでの戦争については一刻も早い停戦と話し合いによる解決の必要性、アジアにおいても、軍備増強ではなく、国際紛争の話し合いによる解決の仕組みを構築していくことの必要性が強調されました。

昨年、住吉地区における人権のまちづくりを進めていくうえで、重要な事実が明らかになりました。それは、住吉地区のまちづくりが「一団地認定方式」というまちづくりの方式で住宅や公共施設が計画的に建設されてきたため、一部の公共施設(例えば、市民交流センターすみよし北)が閉鎖・解体され空き地になったとしても、そこだけを売却することが簡単には行えないことが区役所

を中心とした調査によって判明してきたことです。この結果、住吉地区だけでなく、隣接地域に暮らす人びとにとっても役立つ方向で市民交流センターすみよし北の跡地を有効活用する取り組みが求められています。

当法人として、昨年から開始した新たな取り組みとしては、住吉住宅集会所を会場に、「子ども第三の居場所事業」があります。これは、さまざまな家庭事情のために困難を抱えている子どもたちに居場所を提供する事業で、週3回(月・水・金)午後1時から9時まで遊びや学習、食事作りなどの事業を行っています。現時点では、登録数は100人で、平均20~30人の子どもたちが参加しています。なお、この事業は、日本財団の助成金を活用して実施されているものです。

昨年は、長年にわたって当法人を支えていただいた梶川田鶴子さんと野村君一さんが7月にお亡くなりになりました。亡くなりましたお二人のご冥福をお祈り申し上げますとともにお二人のご遺志を受け継ぎ、すべての人の尊厳が尊重される社会の実現を目指していくことをお誓いしたいと思います。

新しく迎えた2023年で、最も重大な世界的な課題は、ウクライナでの戦争の早期停戦と話し合いによる解決です。このための世界的な世論の高まりが求められています。

日本国内での最大の課題は、日本を戦争ができる国にしてはならないということです。残念ながら、現在の政権は、ウクライナでの戦争やアジアでの緊張の高まりを理由に、日本の軍備を大幅に増強し、自衛隊を戦争ができる軍隊に変えようとしています。しかしながらこの道はいつか来た道で、多くの人びとを戦争の惨禍に陥れてしまう道です。

今こそ、日本国憲法の前文、第9条の原点に立ち戻り、対話と交流、話し合いによる国際紛争の解決の仕組みを構築していくことが求められています。

ついて、日本国内で求められていることは、東日本大震災での東京電力福島第一原発の事故の反省から導き出されてきた「脱原発」の路線を堅持することです。この点に関しても、現在の政権は、国会での議論を経ることもなく、新たな原発の開発、築40年を経過した原発についても再利用という驚くべき方針を打ち出しています。日本が、世界でも最も警戒すべき地震国であること、また、アジアにおいて万が一戦争が勃発した時、原発が真っ先に攻撃の対象になることを考慮した時、現政権の路線の撤回を求めていく世論を高めていくことが求められています。

現政権の「戦争ができる軍隊づくり」と「原発の新設、再利用」については、問題を指摘しましたが、打ち出されている方針で是非とも良い方向で実現してもらいたいものもあります。その一つは、子どもの関わった施策の充実に「異次元の少子化対策」の方針が打ち出されていることです。もう一つは、今年5月に広島で開催されるG7首脳会議で、参加した首脳の全員に広島平和記念資料館の見学をしてもらうというプログラムが準備されていることです。これは、核戦争の回避、核兵器の廃絶に大きく役立つもので、ぜひとも実現を求めたいと思います。

住吉地区での今年の重点課題としては、市民交流センターすみよし北の跡地の有効活用に向けた具体的な一歩を歩みだすことです。その際、住吉地区だけでなく隣接地域にも役立つ視点、子どもや高齢者などにも役立つ視点、防災の視点を踏まえていくことが重要です。

当法人としては、昨年より開始した「子ども第三の居場所事業」の発展、新たな事業としては、現在、地元のNPO法人が展開する高齢者・障害者の生きがい就労事業を当法人が引き継ぐとともに、新たな事業展開を模索していく必要があります。

このほか、当法人を財政面で持続可能にしていくために①事業収入の拡大、②賛助会員や寄付の拡大、③

新たな基金の設立の検討、④資産運用、⑤国や大阪市に対して隣保事業部分への財政補助、重層的支援体制整備事業などの活用等にも取り組んでいく決意です。

長年にわたって住吉地区の人びとにとって「見守り」と「励まし」のシンボルであった「オガリ像」については、市民交流センターすみよし北の閉鎖・解体に伴い、沖縄・読谷村の金城実さん宅に解体・移送していますが、昨年、住吉の地に、「ミニ・オガリ像(オガリ像・住吉)」が金城実さんのご厚意で送られてきました。このオガリ像・住吉を、来る2月11日(土・祝)に、住吉隣保事業

推進センター(すみよし隣保館 寿)正面玄関上の壁面に設置する予定です。

このオガリ像・住吉に元気をもらって、平和と人権、環境が守られた社会を構築していくための拠点として、住吉隣保事業推進センター(すみよし隣保館 寿)が、今後一層皆様に活用されることをお願いしたいと思います。

2023年1月31日

公益財団法人 住吉隣保事業推進協会

理事長 友永健三

第30回住吉・住之江じんけんのつどい 講演

「“人の世に熱あれ 人間に光あれ” 水平社宣言に学ぶ」

友永健三さん

(一般社団法人 部落解放・人権研究所名誉理事/公益財団法人 住吉隣保事業推進協会理事長)

1.はじめに

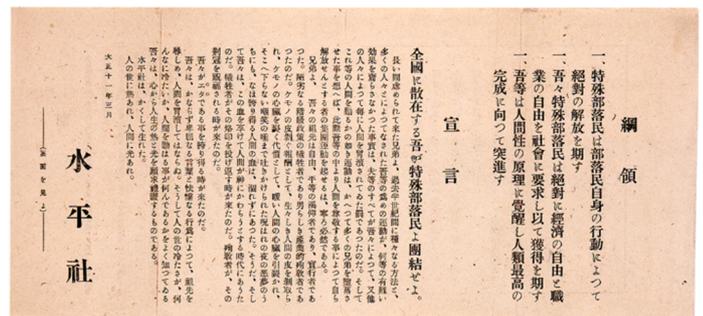
1922年3月3日、京都市公会堂(岡崎公会堂)で全国水平社設立

1922年から100年、2022年3月3日に100周年の記念行事を開催。現在、岡崎公会堂は、ロームシアター京都(京都会館)となっており、そこで記念集会在開催されました。



水平社宣言 設立大会で、採択された宣言は「水平社宣言」と呼ばれ、日本の最初の人権宣言として大きな影響を与えています。

本講演では、この水平社宣言、とくにその内容について、ともに考えていきたいと思ひます。当時の公会堂のようすは、左の写真のとおりです。配布された宣言・綱領は次の通りです。



現在残っている現物は4枚しかありません。京都の七条にある崇仁自治会(2枚)、法政大学、研究者が持っています。我々としては、水平社宣言と関係資料をユネスコの世界記憶遺産に登録したいと努力しています。

## 2. 「宣言」とは？

宣言とは、「個人や団体が、その意見や方針を外部に対して広く表明すること」（三省堂スーパー大辞林）です。何を目的にしているかを広く訴えるために書かれたものです。広く知られている宣言には次のようなものがあります。

○フランス人権宣言（1798年）

○共産党宣言（1848年）

○世界人権宣言（1948年）

しかし、水平社宣言は、上記3つの宣言とは決定的に違うものがあります。最大の特徴・独自性は、マインリテイ自身によって起草されたということです。西光万吉さん、平野小剣さんは、大学教育を受けていません。しかし、部落差別を撤廃したいということで、いろいろな書物を読んだり、人に会いに行ったり、話を聞いたりして自分のものにしました。そこが大きな特徴です。

## 3. 水平社宣言ができるまで

奈良県御所市柏原の青年による「燕会」の集合写真です。燕会という名は、自由に羽ばたくつばめを象徴としてつけられました。



1920年10月3日・西光寺前

出典「水平社歴史館」建設推進委員会編「図解水平運動」

## ○『よき日のために』の発行

水平社の呼びかけパンフレットである『よき日のために』の奥付を見ると、発行人と発行日が3度変わっています。発行人は、駒井喜作→燕会同人→

水平社創立事務所となっています。発行日は、大正10年12月→大正11年1月12日→大正11年2月5日となっており、水平社の結成に近づいていることがわかります。

## 4. 水平社宣言の起草者

中心人物は次の写真の人たちです。



水平社博物館提供

○西光万吉（後列右端・26歳）

○平野小剣（前列左端・30歳）

○駒井喜作（後列中央・25歳）

○米田 富（後列左端・21歳）

○桜田規矩三（前列右端・26歳）

○阪本清一郎（前列左から3人目・30歳）

○南 梅吉（前列左から2人目・44歳）

## 5. 水平社宣言の内容

### ○全国に散在する吾特殊部落民よ団結せよ

水平社宣言は、「全国に散在する吾特殊部落民よ団結せよ」からはじまります。これは共産党宣言の影響を強く受けています。当時、燕会に送られてきた共産党宣言を勉強していました。そのことを阪本清一郎さんが思い出として語っています。「共産党宣言」の最後に「万国のプロレタリア団結せよ!」というのがあります。これを水平社宣言では、前に持ってきました。

ここで特殊部落について説明します。日本語で部落というときには二つの意味があります。

①農村地帯の集落

②被差別部落

二通りあるため、①の意味で使用されている「部落」と区別して、被差別部落をさまざまな差別的な意味合いを込めて「特殊部落」ということばができました。現在の調査では、1899年に奈良県の行政が使いだしたことがわかっています。「特種部落」と書かれることもあり、「悪の代名詞」として使用されることが多くありました。特殊部落ということばは、最近でも差別的に使われることがありました。国会議員で「今や国会は特殊部落みたいになってしまった」といった発言をし、運動団体から抗議を受けました。

ではなぜ、差別的な意味が込められた「特殊部落民」ということばをあえて使ったのか。これは、差別というものは、差別する人が差別されている人たちにレッテルをはるわけです。差別されてきた人たちが生み出したことばではありません。差別をなくす時、そのことばを使って運動を起こすしか方法がなかった。そして、部落差別がいかに不当であるかということと呼びかけるしか方法がなかった、それで使ったとみえています。

その後、1934年に全国水平社が拡大中央委員会を開き、「被圧迫部落」と呼ぶように決めました。戦後、今日では、運動団体や研究者は、被差別部落と呼んでいます。前後関係でわかる場合は、部落とよんでいます。そのような経過があります。

○人間は勤るべきものではなく尊敬すべきものだ

宣言にはこの勤るということばが2カ所出てきます。「人間は勤るべきものではなく尊敬すべきものだ」この内容が、水平社宣言が日本最初の人権宣言である所以だと私は考えています。

水平社宣言には人間ということばが10回出てきます。ところが人権は、一言も出てきません。なのに、なぜ、水平社宣言は日本最初の人権宣言なのか。内容的に人権を捉えた、それが「人間は勤るべきものではなく尊敬すべきものだ」にあらわされています。☆水平社を創立するまでの部落に対する憐れみに基づく取り組みに対する批判から盛り込まれた。

☆根底:すべての人間は、磨けば光る無限の可能性を持っている、それが、さまざまな妨害物によって発揮できなくなっているのだという考え方。  
☆人権を考える上で一番大切な原点

勤るという行為には、勤る人と勤られる人が存在します。勤る人が一段高いところに立ち能力があるとされ、勤られる人は一段低いところに立たされ、能力が低いとされる。そして、気の毒だから、かわいそうだからと勤わられる、憐みの行為です。

1871年、解放令が出され、自由にはなりましたが、部落の人びとは自由競争の荒波に放り込まれ、生活実態はかつてより悪くなりました。そのときに部落外の人たちが、かわいそうにと手を差し伸べ、憐れんでも差別はなくなりませんでした。燕会の人たちは、それは何か間違っている、勤わる行為が間違っていると考えていました。人間は憐れむものではなく、尊敬すべきものだということです。人権を考える非常に重要な考え方です。

この「勤」という字は勤ると読みますがパソコンで変換すると漢字では労働の労が出てきます。しかし、水平社宣言では、「勤」を使っています。

○「勤(そう)」は、「かすめとる」、「うばいとる」、「ころす」という意味(『角川大辞源』)

勤るの意味は上記のようになります。このことばの本質を表しています。では、西光さんはどうしてこ

の意味を知っていたのか。ロシアの著名な劇作家マクシム・ゴーリキー（1868～1936）の作品『どん底』（昇曙夢さんによって翻訳、1910年10月に聚精堂から発行）の登場人物であるサーチンのせりふに「人間は元来 勤るべきものじゃない。尊敬すべきものだ」というものがありました。それを西光万吉さんたちが読んでいたのです。

○この際吾等の中より人間を尊敬することによって自ら解放せんとする者の集団運動を起こせるは、むしろ必然である。

ここでは、部落民一人ひとりも、無限の可能性を持った存在である。それが、部落差別という不当な壁によって発揮できなくされているのだ。その壁は、一人では取り除けない、まず、部落民自身が団結して立ち上がる必要があるということの述べています。これまでは、部落の人が気の毒だ、かわいそうだと部落外の人が「吾等の中へ」というスタイルで入ってきていました。しかし、水平社ができてからは「吾等の中より」部落差別をなくしていこうという転換を呼びかけています。

○陋劣なる階級政策の犠牲者

陋劣とは「いやしく劣っていること。下劣」という意味です。松本治一郎という人がいます。この方は戦前には衆議院議員、戦後には、参議院議員をしました。その次に重要な役割をした人が、朝田善之助さんです。この人は、理論的に部落問題を究明した人です。「3つの命題」でも示していますが、封建社会において、一番大きな役割をしていた農民、武士は人数がすくなく、人数が多かった農民をどう支配するか、政治的：分裂支配の道具として使われました。

次は、経済的：超過利潤の源泉についてです。農民が一番苦しんだ時の取り締まりを部落民にさせま

した。住井すゑさんが『橋のない川』を書かれています。映画にもなりました。小作が地主に小作料をまけてくれと頼みに来るが地主は、不満なら辞めていいと言います。なぜかという、もっと悪い条件で頼んでくる人がいるからです。それが部落の小作をしている人たちでした。これが超過利潤の源泉です。

○男らしき産業的殉教者

このことばには、問題点があります。水平社宣言もジェンダーという側面からイエローカードを出さなければなりません。例えば、と畜場において、ホルモンを処理する大半の労働者は女性労働者です。肉の検査をする医師も女性がおられます。そのなかで、「男らしき」というのは問題だと思えます。

かつて、部落産業のビデオを研究所で制作しました。太鼓づくり、竹細工、と畜場も制作しました。しかし、と畜場については、販売直前になって見合わせて欲しいと言われました。自分の子どもにもと畜場で働いていることを伝えられていない人もいました。子どもの結婚問題があるからです。厳しい差別の現実があるため、販売を辞めました。そして、と畜場について深く知らないと反省し、研究会を開催しました。その総論を私は書きました。

プロジェクトの結論は、おとなの考え方を变えるのは無理。子どもたちに正しく知ってほしいということとで教育をしていこうということでした。

○人間が神にかわろうとする時代にあうたのだ

このことばは、「人間こそが、無限の可能性を持った存在であるという考え方で、ドイツの哲学者ルードヴィヒ・フォイエルバッハ（1804～1872）が『キリスト教の本質』等のなかで明らかにした考え方は、従来、人びとは、神のなかに絶対的なもの（「全知、全能にしてかつ愛である」）を見て、崇めてきました。しかし、それらは、もともと人間に備わって

いるものなのだという考 え方をもとにしています。これを「疎外」と言います。その仕組みを解明したのが、  
フョイエルバッハです。人間こそが、無限の可能性をも  
った存在であるという考 え方だということです。

西光万吉さんは、フョイエルバッハを知っていたのか。実は、西光さんは、三浦大我(参玄洞)(1884~1945)の影響を大きく受けていました。そして三浦は、フョイエルバッハの心酔者でした。三浦は、人間不信に陥っていた西光さんを励ましていたと宮橋さんが書いています(宮橋國臣著『至高の人西光万吉』人文書院、2000年)。西光さんは人間不信になり、自殺願望がありました。奈良の畝傍中学校で差別に合い、そして平安中学校に行く。でも、そこでさらに差別されます。その後、東京に下宿しますが、そこでも差別を受けました。東京にまで来て差別を受けるのかと落ち込みます。そして、故郷に帰ってきて、生協運動をします。しかし、そこでも仲間と  
思っている人にお金を使い込まれ、落ち込みます。それを三浦が励ましました。三浦は、燕会の世話役をしていたので西光さんとも親しかったので、その時にフョイエルバッハの考 え方を教えたのかもかもしれません。

○「吾々がエタであることを誇り得る時が来たのだ。」「吾々は、かならず卑屈なることばと怯懦なる行為によって、祖先を辱め、人間を冒瀆し  
てはならぬ」

【注】怯懦：おくびょうなこと。おじおそれること。また、そのさま。

ここでは、自己肯定、自尊心感情を持つことを呼びかけています。部落差別を撤廃していく上で、最初に解決しておかねばならないことは、「丑松思想」(部落出身であることを隠す)という考 え方です。また、部落出身であることを否定的に捉えていては部落差別の撤廃はできません。「丑松思想」の問題

点は、部落民に対して自らの人間としての尊厳を否定し、差別に忍従を強いるものです。丑松とは、島崎藤村の『破戒』の主人公です。この小説は、3回映画になっています。

参考：島崎藤村『破戒』(1906年)の主人公・瀬川丑松の苦悩

また、差別を生みだしている要因に目を向けない態度も部落差別を撤廃していくことはできません。「寝た子を起こすな」論にも関連しています。

私が審議会委員をしているある自治体の意識調査では、市民の3割ぐらいが、部落と言うから差別がなくなる、そっとしておけば差別はなくなるという人がいます。しかしこの考 え方では差別はなくなりません。なぜなら差別意識は寝ていないからです。何も知らない子どもたち、若い人たちが差別意識をなぜ持つのか。一つは、小学校低学年のころです。子どもの交際範囲は幼少のころは狭いですが、小学校になると広がります。親は、友だちがどの辺りに住んでいるのかと聞きます。そこが部落だったら「いや、あそこは柄の悪いところやからやめとき」ということが多くあります。もう一つは青年期。帰りが遅いので親が子どもに尋ねる。その際、「結婚を考えると部落の人はダメ」と親が言う。差別意識は寝ていません。そういうことを聞かされても、はねのけること、差別をはねつけるワクチンが学校教育です。それが重要です。

○人の世の冷たさが、どんなに冷たいか、人間を  
勤ることが何であるかをよく知っている吾々は、  
心から人生の熱と光を願求禮讃するものである

○人の世に熱あれ、人間に光あれ  
長い間、ひどい差別状態におかれてきた人は、  
機会が到来したならば「復讐をしてやる」という気  
持ちに駆られても不思議ではありませんが水平社

宣言は、その立場を取りませんでした。しかし、実は、  
 1カ所だけ復讐を思わせるところがあります。「殉教  
 者が、その烙印を投げ返す時が来たのだ」というと  
 ころがあります。この箇所を西光さんは、「書きすぎ  
 たから、消しましょうか」と言いました。しかし、米田  
 富さんは、「私は、それぐらいは残して欲しい」と言っ  
 て残ったと語っておられます。

水平社設立当時は、面と向かって差別される  
 社会でした。そのときに差別の痛みがどれほどつら  
 いものであるかをよく知っている我々こそが、一切の  
 差別を撤廃し、すべての人間が人間として光り輝く  
 存在として尊重される社会の建設をめざすのだとい  
 う立場を選びとったことは素晴らしいことです。この  
 基本精神に基づき、その後の部落解放運動は、部  
 落差別の撤廃を中心的な課題としつつも日本国内  
 はもとより全世界から一切の差別撤廃と人権確立  
 のために貢献してきています。

例：義務教育段階での教科書無償

統一応募用紙の採用

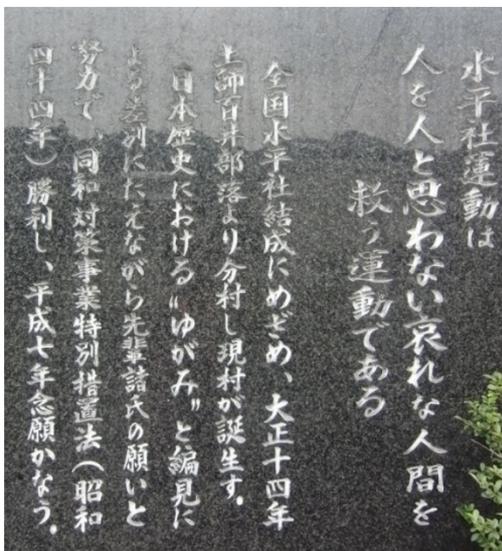
国際人権規約、人種差別撤廃条約締結

反差別国際運動(IMADR)の結成

人権教育・啓発推進法制定

人権条例の制定など

○鳥取県八頭町の「改革之碑」



これは、鳥取県八頭町にある隣保館にある石碑  
 です。水平社の運動は、人を人と思わない哀れな  
 人間を救う運動だといっています。

6. 水平社宣言が及ぼした影響

水平社宣言は今日まで、部落解放運動の原点に  
 位置づけられています。また、さまざまな分野で、差  
 別と闘う人びとに大きな影響を与え続けています。  
 例えば次の通りです。

○1923年4月

衡平社(朝鮮の被差別民・白丁の解放運動)の  
 創立

○1926年10月

解平社(アイヌ民族の解放運動)の創立

○1933年1月

日本プロレタリア癩者解放同盟(外島保養院)の  
 創立

水平社宣言は、教科書にも掲載されています。

7. 水平社宣言の限界

○ジェンダーの視点の欠落

「兄弟」

男らしき産業的殉教者であったのだ

宣言では、「兄弟よ」と呼びかけています。本当は、  
 兄弟姉妹とすべきですが、水平社を作った人たちは  
 男性中心主義的な発想があったわけです。

もう一つ大正十一年三月と元号を使っています。  
 天皇制との関係において、もっとも明快なのは松本  
 治一郎さん、住井すゑさんです。なぜ部落問題と  
 天皇制が関係あるかという、天皇は選挙で選ばれ  
 るわけではありません。皇室典範では、直系の男子  
 が自動的に生まれながらにして貴い存在とされます。  
 ということは、生まれながらにして賤しい、差別される  
 存在が生まれてきます。弁証法という考え方がありま  
 す。たとえば電気はプラス・マイナスがあります。一対

なんです。生まれながらに人よりも貴い存在を認め  
てしまうと、必ずそうではない賤しい存在が生れて  
しまう、それを言い続けたのが松本治一郎さんと  
住井すゑさんです。だから部落解放運動では、元号  
をしません。元号は天皇の代によって表記され、  
時間を支配しています。

現在の日本国憲法では、天皇の地位は、国民の  
総意に基づいて成立するとなっています。だから  
我々が天皇に国民の象徴になってもらおうとい  
うことで選んでいるわけです。ということは、国民の総意  
によって象徴としての天皇も廃止することもできる  
のです。戦前は天皇が憲法を作って臣民に与えてい  
ました。そのような点からも根本的に戦前と今日の  
憲法は違います。

## 8. 水平社宣言の翻訳

私が知っている限り一番初めに英語で翻訳され  
たのは、1923年9月5日『THE NATION』という  
新聞でした。注目する点は、日本語でいう「兄弟よ」  
を Brother's and Sister's と記しているところで  
す。カルフォルニアで出されたこの翻訳では、兄弟  
姉妹とされているのです。しかし、最後の「人の世に  
熱あれ、人間に光あれ」はどう訳されているかとい  
うと Let there be heat and light! です。直訳する  
と「熱と光あれ」です。あまりにも省略しすぎです。  
研究所が訳した文章は、

Let there be warmth in human society ,let  
there be light in all human beings.となってい  
ます。比較的、正確に訳しています。今、議論になっ  
ているのは、温かさという訳となる warmth です。  
『NATION』では、heat にしています。

水平社宣言は、文学的にも注目されています。  
宣言のなかには「人の世の冷たさが」が先に記載さ  
れています。そうすると求められるのは「人の世の温  
かさ」なのです。それを考えて、我々は warmth と

訳しました。しかし情熱であれば熱だということで、  
heat にすべきという意見もあります。水平社宣言は  
いろいろな読み方があると思って良いと思います。これが  
絶対だということは言えないと思います。

## 9. 部落が解放された姿とは？

我々は、部落差別のない社会を目指しています。  
では、差別のない社会はどういう状況をもってい  
うのか、それが問われています。  
部落をなくし、部落問題を語らなくすることによ  
って、解放するという「寝た子を起すな」という考  
え方の方がいます。部落問題を語らない、教科書に  
載せない。例えば、住吉に現在住んでいる人がバラ  
バラになって、なかったことにする。それは、消しゴム  
で部落という痕跡を歴史から消すということです。ど  
う思いますか。私は、これはできない相談だと思  
いますし、やってはいけないことだと思います。歴史的  
に差別を受けていた部落が存在していたとしても、  
部落出身であることを明らかにしても、差別されるこ  
とのない社会を実現したときにはじめて部落差別が  
なくなったと言えると思います。私がこの答えを選  
じた5つの理由があります。

### ① 集落としての部落は、簡単になくならない(住 んでいる人の出入りがあったとしても)。

今、住吉の歴史を調べていますが、鎌倉時代末期  
1200年代に住吉大社とのかかわりでキヨメとい  
う存在があるということがわかっています。鎌倉の末  
期から住吉の歴史がはじまっているという可能性が  
あります。

### ② お正月やお盆に、ふるさとに帰りお墓参りをする といった風習は、簡単になくならない。

③日本の歴史を教えるとき、江戸時代の身分制度や明治以降の水平社の創立、水平社宣言等を教える必要がある。

歴史をなぜ学ぶのか。それは同じ過ちをおこさないためです。だから、歴史から消してしまってもいいけません。

④部落の文化を継承発展させようという取り組みが存在している。

隠すのではなく、文化を継承発展させるために、住吉支部では支部設立60周年のときに若い人たちと一緒に本をまとめて発行しました。

⑤戸籍制度、ネット上で「部落地名総鑑」が存在している。

一旦、ネット上で住所や所在地が掲載されると回収は極めて困難です。そのような状況でどうすればよいのか。ネット上で部落の情報を見ても差別しない人をつくっていくのです。

私はこれらのことを、障害者の解放運動から学びました。障害をなくすのではなく、社会による心理的・物理的バリアを取り除いてくれというのが障害者の解放運動です。「部落をなくせ」ではなく、「部落差別をなくしてほしい」と部落解放運動も言っています。

10.おわりに

ぜひ、自筆の水平社宣言を書いてください。英語や漢字を覚えるとき書くということをすると思います。書くことによって理論的に理解が深まります。

そして、何を学んでいくのかを考えながら、繰り返し読んでください。最後に、部落差別の解消の推進に関する法律（「部落差別解消推進法」）などを活用し、水平社宣言が目指した社会の実現をしていきましょう。

情報社会の到来とともにネット上の差別が生まれました。そのような社会を踏まえて、「部落差別解消推進法」では、3つのことをあげています。

- ①適確な相談体制を整備しよう
- ②教育・啓発をしっかりとやろう
- ③実態調査をやろう

②は、推進法の重要な柱となっています。かつて、33年間特別措置法がありました。その特別措置法とこの「部落差別解消推進法」との違いはなにか。特別措置法には、すべてあらかじめ期限が書かれていました。しかし「部落差別解消推進法」には期限が書かれていません。なぜかという部落差別がなくなるまで有効な法律だからです。誰もいつなくなるかわからない、努力次第だからです。「部落差別解消推進法」を踏まえて、我々が努力を結集して、努力を強めれば早く差別をなくなる、そういう法律です。

○西光万吉さんについて

水平社宣言を書かれた西光さんについて追加して説明します。戦前は奈良の御所市を中心に活動されましたが、戦後は和歌山の紀の川市で活動をされました。西光さんが戦後一番力を入れられたのが和栄策です。和栄政策を提唱されました。どういうことかという、日本国憲法の9条の精神からいうと、軍事力・自衛隊の予算を開発途上国の発達にふりむけるべきだと言われました。それを日本が率先してやり、国連に日本がしていることをもちこみ、世界がすべて軍備をなくして発展してべきだと言いました。

和歌山のご自宅は、現在、博物館になっています。行かれたら西光さんの書かれた原稿や絵などがあるのでぜひ行かれたらと思います。

本講演がみなさんが水平社宣言を学ぶときの何か助けになればと思います。以上です。（拍手）

# すみよしりん ぼ じ ぎょうすいしんきょうかい 住吉隣保事業推進協会のうごき

## きふ れい ご寄付のお礼

ねん かつ にち こう きふ  
2022年12月1日以降に、ご寄付をいただいたみ

なさまです。

きもとひさえ さかき なおみ ともながけんぞう ぶ  
【木本久枝さま、阪木奈穂美さま、友永健三さま、部  
らくかいほうどうめいとくしまけんれんごうかいいち ぼ し ぶせいねん ぶ なる  
落解放同盟徳島県連合会市場支部青年部さま、鳴  
とししきじがっきゅう ほか ほんにん いし  
門市識字学級さま、この他ご本人の意思により、お  
ふたり なまえ ひ こうかい  
二人お名前非公開】 **計83,000円**

こんねん ど きふ ごうけい がく がつまつ けい えん  
今年度寄付合計額(1月末)計**1,225,107円**

### 【2022年度ご寄付のお願い】

もくひょうきんがく まんえん  
◆目標金額：**150万円**

とうほうじん そうごうせいかつそうだん わりようほうりつそうだんふく  
当法人では、総合生活相談(無料法律相談含む)、  
じしゅがくしゅうし えん じぎょう しゅうろうし えん じぎょう い ばしよ しょくいく  
自主学习支援事業、就労支援事業、居場所・食育  
じぎょう しきじ にほんごきょうしつし えん こうえきかじつし じぎょう としよ  
事業、識字・日本語教室支援、公益貸室事業、図書  
じぎょう じんけんきょういくすいしん じぎょう こうえきもくてき じぎょう  
事業、人権教育推進事業などを公益目的事業とし  
て実施しています。これらは皆様のご寄付によって支  
えられています(ご寄付は、個人・団体から受け付け  
ます)。いただきましたご寄付は、法人で実施するこれ  
らの公益目的事業の経費、住吉隣保事業推進セン  
ターの維持管理に使わせていただきます。わたしたち  
の取り組みに、ご理解とご協力をぜひお願いします。  
なお、公益法人に対してご寄付いただいた方は、税制  
上の優遇措置を受けられます。寄付額に応じて、個  
人または法人の所得から一定額が控除されます(く  
わしくは事務局までご相談ください)。

### 【ご寄付の方法】

ぎんこうふりこみ ちやくせつ じ むきょく じさん  
銀行振込、または直接事務局へご持参ください。  
ご寄付の際には寄付申込書に必要事項をご記入い  
たします。

### 〈事務局〉住吉隣保事業推進センター

じゅうしよ おおさかしすみよし く てづかやまひがし  
住所：大阪市住吉区帝塚山東 5-6-15  
でんわ  
電話：06-6674-3732

### 〈振込先口座〉

おおさかしんようきん こ すみよしし てん みせばんごう  
大阪信用金庫 住吉支店 (店番号041)

ふつこうざ こうざばんごう  
普通口座 (口座番号 0115047)

こうざめいぎ こうえきざいだんほうじんすみよしりん ぼ じ ぎょうすいしんきょうかい  
口座名義 公益財団法人住吉隣保事業推進協会

## さんじょかいいん ぼしゅう 賛助会員を募集しています！

さんじょかいいん ぼしゅう かにゅう  
賛助会員を募集しています。加入していただけれ  
ば、当法人の活動をまとめた機関紙『すみりんニユー  
ス』をお送りします。また、当法人主催の指定講座に  
さんか ひはんがくめんじよ さんか  
参加半額免除でご参加いただけます。

ねんかいひ こじん えん だんたい えん  
〈年会費〉個人：3,000円 団体：10,000円

### 【申し込み方法】

しよてい もうしこみようし ひつようじこう きにゅう うえ ねんかい  
所定の申込用紙に必要事項をご記入の上、年会  
費と一緒に当法人にご提出ください。

## じょうほう はいしん 情報を配信しています！

### ホームページ



すみよし隣保館で検索

### Facebook



すみよし 寿 フェイスブックで検索

### Instagram



@sumiyoshi kotobuki

### YouTube



ぜひ、チャンネル登録を

# お が り ぞ う せ っ ち せ れ も に オガリ像設置セレモニー

ねん ど  
2022年度

すみよし ぶ ら く し けんきゅうかい  
住吉部落史研究会



2018年5月、もと市民交流センターすみよし北に設置されていた「解放へのオガリ」を多くの方のご支援により、沖縄読谷村の金城 実さんのもつに送り届けることができました。あれから4年以上が経ち、「解放へのオガリ」は、金城さん宅横にある野外展示場に設置されることが決まりました。それにともない、2022年11月14日、ミニ・オガリ像(たて220cm・よこ140cm)が、すみよし隣保館 寿に届けられました。

来る2月11日、沖縄から送られてきたオガリ像の設置セレモニーを開催します。続いて、2022年度部落史研究会として、金城 実さんを講師にお迎えし、「解放へのオガリ」制作当時のこと、住民とともに制作した壁画レリーフ制作当時をふりかえりながら、差別と闘う文化運動についてお話いただく予定です。

○日時：2023年2月11日(土・祝)午前10時から正午

午前10時から10時20分 第一部 オガリ像設置セレモニー

午前10時30分から正午 第二部 住吉部落史研究会

テーマ：「差別と闘う文化～オガリ像の住吉設置によせて～」 講師：金城 実(彫刻家)

○場所：すみよし隣保館 寿

○参加費：無料 ○定員：40名(第二部のみ定員あり/申込先着順)

○参加申込：直接来館、FAX、電話にて①お名前、②連絡先(電話番号)をお知らせください。

(新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、イベントの開催を中止させていただく場合があります)

★来館の際は、「貸室利用時の留意事項」をご確認ください。留意事項は、隣保館ホームページから確認いただけます。

れんらくさき りんぼかんことぶき でんわ ふあっくす  
<連絡先>すみよし隣保館 寿 電話06-6674-3732 FAX06-6674-3700

URL <https://sumiyoshi.or.jp/>

